

改憲論議がますます激しくなっています。わたしは当然のように改憲に反対の立場をとってきました。集団的自衛権容認につながりかねないから、「公益及び公の秩序」のために基本的人権が脅かされかねないからなど、反対する理由はいくつも挙げられます。ただ、どうして改憲に反対なのか、わたしにとっての原点は何なのか、この論考を書くにあたり、振り返ってみました。

思い返してみると、わたしが憲法というものを最初に認識したのは、小学生低学年のころ、つまり 1980 年代前半です。

『ひろしまのピカ』『ひめゆりの塔』『かわいそうなぞう』『凧になったお母さん』『ガラスのうさぎ』『はだしのゲン』——戦争に関する絵本や小説、漫画を読んで育ったわたしにとって、いちばんの恐怖は「第三次世界大戦」が起きることでした。1983 年、大韓航空機が撃墜されたときには、いよいよ戦争になると怯え、当時の中曽根康弘首相に「戦争をしないでください」と手紙を書いたほどです。

1980 年代前半という、ほかに 1982 年の第一次教科書問題、1984 年の家永教科書裁判第三次訴訟がありました。小学生のわたしは、「歴史教科書の記述を『侵略』から『進出』に直させられたため、家永さんが憲法違反だと訴えた」と、ふたつのことがらを混同していたのですが、これが憲法に関するわたしの最初の記憶です。わたしのなかで憲法を守ることは、「日本が戦争でひどいことをしたと認めること」と同じ意味をもつことでした。

1989 年、中学 3 年のときに昭和天皇が死去、1995 年、大学 3 年のときに戦後 50 年を迎えました。アジア太平洋戦争の「^{みそ}禊ぎ」は終わった、戦争は過去のことであるという風潮が広まり、定着していったのは、このころではないでしょうか（1996 年、新しい歴史教科書をつくる会の設立など）。太平洋戦争での日本の加害を指摘すると、「自虐史観」という非難にさらされるようになりました。当初は荒唐無稽とも思えた保守論客の主張について、内海愛子さんが「ボディブローのように効いてくるだろう」と話していたのが、いまでも強く思い出されます。

さて、この 1990 年代半ば、わたしはさまざまな出会いが重なって、インドネシアに関わりはじめました。インドネシアは、保守論客にとって、おそらくその主張を展開しやすい国です。なかでも、わたしが 20 年にわたって調査しつづけているアチェは、オランダ植民地支配に抵抗するため日本軍特務機関「藤原機関（F 機関）」に協力、日本軍の北スマトラ無血上陸を可能としたほか、多くの残留日本兵がインドネシア独立戦争に参加したことから、一部の日本人には強い思い入れがあるようです。

しかし、そのアチェでも日本軍に対する反乱は起きています。たとえば 1942 年、北アチェ県のウラマー（イスラーム知識人）は日本もオランダと同類だと説教、支持者とともに日本軍を襲撃しました。アチェ人が大虐殺され、モスクが焼

き討ちにされたバユ事件です。現在の北アチェ県バユ郡チョッ・プリン村には、このウラマーと支持者の墓地があり、地元の人びとがいまも祈りを捧げに行っていますし、このウラマーは、呪文を唱えると姿を消すことができたと言継がれるなど、地元のカリスマ的英雄なのです。

残留日本兵は、欧米列強の植民地支配からアジアを解放するという「大東亜共栄圏」の体現者のはずなのに、その二世・三世は忘れられた存在です。スマトラやジャワ島の各地域から日系インドネシア人が来日・就労していますが、その多くは非正規雇用の低賃金・非熟練労働者です。来日しても、雇用、日本語能力、医療や社会保障制度、教育、宗教などにおいて、さまざまな問題を抱えているかれらへの支援は多くありません。

敗戦から70年以上が経ちました。安倍首相は「戦後レジームからの脱却」を唱え、ポツダム宣言と日本国憲法にもとづき、植民地をもたず、軍隊をもたず、市民的自由と民主主義を基本とする政治体制を解体しようとしています。しかし、戦争の加害責任をうやむやにし、好ましくない事実を隠蔽したり、改ざんしたりしようとする現状をみたとき、改憲後の日本に恐怖を覚えずにはいられないのです。

推薦図書

内海愛子・大沼保昭・田中宏（2014）『戦後責任——アジアのまなざしに答えて』
岩波書店